

大分県中央児童相談所長 様

一時保護所の子どもたちの生活・支援に関する
第三者評価
報告書

(令和5年度12月)

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

J-Oschis
日本児童相談業務評価機関

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

一時保護所の子どもの生活・支援に関する 第三者評価の実施方法

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関は以下の方法で大分県中央児童相談所一時保護所の子どもの生活・支援に関する第三者評価を実施した。

●評価の方法

2018 年度厚生労働省調査研究事業「一時保護された子どもの生活・支援に関する 第三者評価の手引き（案）」（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング）を基に日本児童相談業務評価機関が改訂した「一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価の手引き(2023 年度版)」(以下、ガイドライン)を用いて、次の方法で実施した。

1 各所アンケート

・ 自己評価アンケート

61 項目について、一時保護所職員それぞれに自己評価を行ったうえで所全体のとりまとめ評価を実施し、とりまとめ評価を所としての自己評価の結果とした。職員それぞれの評価ととりまとめ評価を評価員が送付を受けた。

・ こどもアンケート

アンケート実施期間内に当該一時保護所へ入所中のこどもに対してアンケートを実施した。回答を集計し、結果を評価者が送付を受けた。

2 事前準備資料

評価に必要なと思われる次の資料を施設から徴し、評価者が精査した。

事業概要（福祉行政報告例）、組織図、事務分掌、勤務表、時間外勤務実績、年次有給休暇実績、平面図、事業計画（行事計画、研修計画等）、子どもに対する説明資料（権利ノート、生活のしおり、日課表、学習時間割表） 等

3 実地調査

- (1) 申し送り会議や観察会議への立ち合い
- (2) 施設見学
- (3) 全体状況について聴き取り(所長、マネジメント層より)
- (4) 新人職員ヒアリング(経験年数の少ない保育士、児童指導員、心理士 等)
- (5) こどもヒアリング(当日、呼びかけに応じてくれたこども)
- (6) 相談部門ヒアリング(相談部門のマネジメント層)
- (7) フィードバック

4 報告書の提出

●評価項目の評価

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は、S～C の4段階で評価した。

評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他一時保護所が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	取り組みが十分でない 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	重点的に改善が求められる、または実施されていない

— 目次 —

一時保護所の子どもの生活・支援に関する 第三者評価の実施方法	1
目次	3
総評	
総評	5
第Ⅰ部 子ども本位の養育・支援	8
第Ⅱ部 一時保護の環境及び体制整備	9
第Ⅲ部 一時保護所の運営	11
第Ⅳ部 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント	14
第Ⅴ部 一時保護の開始及び解除手続き	15
アンケート結果	
こどもアンケート結果	16

総評

(2023年10月5日(木)~6日(金) 実地調査実施分)

総 評

- 貴所はセンター長（児童相談所長）を中心として一時保護の理念、基本方針の考え方が全体に周知されており、児童相談所全体の中でも一時保護所が重要であるという位置づけがなされています。また、実務経験の長い職員が勤務年数の短い職員をサポートしていたり、児童福祉司との関係性が他の一時保護所に比べると良好であるなど、職員間のコミュニケーションが多く取られているところも優れています。このような相談しやすい、質問しやすい環境は、組織としての対応力の向上や個人の精神的消耗を防止することに役立ち、心理安全性の向上にも繋がります。こうした取り組みが子どもの安心感に繋がっていると思われました。
- 具体的な支援においては、一時保護所の役割である緊急保護・行動観察（アセスメント）保護・短期入所指導の保護のうち、特に短期入所指導の保護に力を入れており、児童指導員や現役の教員らが中心となり専門性や経験を活かした集団プログラムを活用し、生活体験を軸とした支援が展開されています。子どもだけでなく若い職員もこの集団プログラムを通し、成長していくなど全体のチームワーク支援は大変優れていると評価します。
- 子どもたちの安全な生活環境の確保は重要である一方、一時保護される子どもの多くは、非常にストレスのかかる状況の中で、周りの身近な大人から無視されたり、話すら聞いてもらったことがないという経験を経てきていることを考えると、一人ひとりの子ども達が十分尊重されていることを実感しながら、ゆっくり過ごせる環境の構築は同じように重要です。
- 特に、貴所においては、経験値の長いベテランの職員を中心に集団の統制が取れているものの、個々の子どもの特性や希望に応じた処遇、子どもを中心とした生活の場といった雰囲気あまり感じられませんでした。集団プログラムの中では、子ども一人ひとりがしたいこと、やりたいことをなかなか言い出せない状態も想像できます。大人側の視点で考えるのではなく、子どもが生活の中で発する言葉や表情を常に意識しながら、子どもが感じたことを言葉に出せるような環境を作っていくことが、個別ケア、個別支援に繋がるものと考えます。また貴所においては、子ども同士のトラブルを回避するために、規律が厳しく定められています。子ども自身の危険が伴うトラブルは当然回避すべきものですが、子ども同士のかかわりの中で、子どもが考えること、葛藤することは子どもの成長には必要なことであり、一時保護所での生活ではとても重要なことと考えます。
- 職員数が増えないという課題もあり、個別支援を行うことに難しさを感じるかもしれませんが、不十分な人員配置の中でも子ども中心の処遇を目指して努力している一時保護所もあります。そうした一時保護所の実践例を研修や見学を通して学びながら、より個別ケアにシフトした支援体制を構築されるよう提案します。
- 一時保護所の運営においては、職員の意識だけでなく、職場環境や子どもが過ごす環境の整備も重要です。実際、子どもから居室での生活の辛さについて訴えがあり、視覚的にも安心しやすい環境の整備、また感染症や不測の事態も十分に想定した上での居室の完全個室化など、さらなる運営の質向上の一手法としてご検討ください。
- 貴所は大学と連携して外部アドボカシーの導入をおこなっています。実際に利用した子どもの評価を見ると、まちまちであるものの、職員が話を聞いてくれる方がうれしいとの声もありました。人員が不足する中で、前記の職員の意識改革とともに、外部アドボカシーの評価検証による援助技術の向上により、子どもの意向を十分に汲みとれる、他自治体の参考となるシステムの構築を期待します。

取組み主体	課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案 等
職員	<p>○職員同士の風通しがよく、様々な課題について相談しやすい環境となっています。ハード面の環境が厳しい状況の中、その中で創意工夫をしてソーシャルワークを検討しています。</p> <p>○さらに良くするために、特にアセスメントを深めることや、発達の基本を学ぶ等の研修について多くの技法やシステムを参考にすることを提案します。現時点の環境では、居室等の課題もあり、運営に子どもの視点を全て組み込む事は困難かと思われませんが、定期的に新鮮な価値観や考えを導入していくと良いと思います。</p>
児童相談所 (一時保護所)	<p>○一時保護所で生活する主体は子どもであるため、子ども自身も生活を向上させるための意見を言える/聞かれる場があるとさらに良い一時保護所になると思います。子ども会議や幹部面接等、様々なアイデアについて、他の自治体の参考になるところは取り入れ、よりよい当事者参画の運営を検討してみたいかがでしょうか。</p> <p>○具体的な参画として、期待できるのは一時保護所のルール等の改善です。食事や自由時間などの生活全般について、ルールがかなり細かい印象を受けました。「子どもがそこで疑問に思うことはないか？それを言える環境にあるか？それをできるだけ反映させられるか？」このような視点を基に、子ども主体の良いシステムの構築が出来ると、素晴らしい一時保護所運営に繋がっていくと思います。</p> <p>○生活支援は 24 時間途切れることなく職員がバトンをつなぎ継続していくものでありますが、職員間をつなぐ申し送りは記録やパソコンに記載されている内容のみならず、その時/その場で職員がどのように関わったかなど、より詳細に関わりの経過伝達が必要になります。生活空間の雰囲気などは文章だけではなく、口頭での引き継ぎ、全体での引き継ぎが重要です。</p> <p>○子どもは一時保護所の生活の中で職員一人ひとりに見せる姿が違っているため、アセスメントをする時は、多面的かつ多角的な視点が必要であり、生活支援に関わっている多くの職員による行動観察が必要であると思います。貴所では一時保護所の観察会議が定期的に実施されていない状況がありますが、観察会議の意味や一時保護所の役割について、再度職員間で話し合いの場を設けてみてはいかがでしょうか。</p> <p>○環境面では、建物の施設管理や夜間体制等、十分な職員体制が組めない中で大人が子どもの安全を守る、という視点の生活支援は必要ですが、子どもが育つ環境は守られる視点だけではなく、子ども自身が安心できる生活とは何かを考えた時、より子どもの意見に耳を傾け、子どもの視点に立った生活支援へと変わっていくと思われます。子どもが安心できる時間や空間などを職員が実際に想像したり、考えたりするためにも、先進的な取り組み（職員の一時的保護生活体験等）など参考にしてみたいかがでしょうか。</p>

<p>設置自治体</p>	<p>○まず、一時保護所への配属人数が少ないことは大きな課題です。夜勤体制を会計年度任用職員だけで行う体制では、子どもに重大なトラブルがあった場合等に対応することが難しいと思われます。常勤が勤務できるように職員体制の強化を望みます。</p> <p>○次に一時保護所や物品等の状況を見ますと、現場は苦心の上工夫をしていますが、全体的に予算が足りていない状況です。個室がないなどの生活空間だけでなく、全体的に古い環境（配置物だけでなく特に物品・消耗品）といった印象を受けました。一度に改革することは難しいと思われませんが、次回の評価までの改善計画を、職員や子どもと共に作成し、その案をもとに本庁で企画するなど、検討を期待します。</p> <p>○貴県は行政職採用の職員を研修等により福祉領域で勤務できるようにトレーニングする自治体であり、そのメリットを十分理解して活用していると考えられます。しかしながら福祉職と異なり、行政職というのは抜本的な人員増を図ることが難しい状態であると共に、今回の評価では、夜間に対応する職員などが少ないように見受けられました。急な増員は難しいと思いますが、次の 3 年後の評価に向けて少しずつ人員増が図られる事を期待します。</p>
<p>国</p>	<p>○本県は行政職採用、適切な外部アドボカシーの導入など、様々な課題を独自の視点で改革しようとしている自治体です。しかし一時保護所の新築改築の予算/職員の確保などの多くの課題は、地方ほどその対応に限界が来ています。わが国が国家として子どもの健やかな成長の保証をどうすべきか？の理念を策定し、そのための適切な予算配置や人材確保手法を提示しない限り、早晚地方自治体の既存システムの継続は難しいと考えられます。</p>

第 I 部 子ども本位の養育・支援

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等	
○	一時保護所での生活に子どもが安全感・安心感を持つことができるよう養育を行う方針が、職員の間で徹底されています。
○	また、他の自治体に先駆けて一時保護所におけるアドボケートに継続的に取り組み、その課題も把握しつつ、改善に向けた検討をしたり、一時保護所の職員自身も子どもの声を聞くことに務めている結果、子どもたちからも、職員への信頼が得られています。
○	さらに児童福祉司・児童心理司と連携しながら、子どもが一時保護所で生活することに納得し、今後の見通しが持てるように適切な説明に務めている点も評価できます。具体的に、入所する子どもは、解離等様々な理由もあり、入所理由を伝えても「覚えていない」ことがかなりあることを適切に理解し、丁寧に子どもに説明していることは評価できます。
○	その一方で、子どもの安全や集団の規律の維持を図る目的のために一時保護所内でのルールが細かく決められています。中には「食事中の会話の禁止」などルールの必要性に疑問があるものや、「恋愛禁止」など、子どもに対してルールの制定理由や必要性についての説明が十分になされておらず、子どもの納得が得られにくいものもあります。
○	子どもの権利を擁護し、意見表明を保障して、子どもが「自分が大切にされている」と実感することは、傷ついた子どもが他者への信頼感を取り戻す第 1 歩であるとともに、子どものエンパワメントの一環でもあることを念頭におきながら、子どもにわかりやすく権利を教え、子どもの意見をしっかりとみ取って処遇に活かす取り組みを行うことを提案します。具体的には、子どもの権利擁護の説明（権利ノート等）について、現状では全年齢共通の 1 種類のみですが、年齢ごとにわかりやすい配布物や説明資料を準備すること、また、こども会議や幹部面談の実施などを提案します。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.1	子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか	B
No.2	子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか	A
No.3	保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得られるように児童福祉司等と連携しているか	A
No.4	保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得られるように児童福祉司等と連携しているか	A
No.5	保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得られるように児童福祉司等と連携しているか	A
No.6	保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか	A
No.7	外出、通学、通信、面会、行動等に関する制限は適切に行われているか	B
No.8	被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	A
No.9	子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	A
No.10	思想や信教の自由の保障が適切に行われているか	A
No.11	性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか	B
No.12	子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	A
No.13	子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	B
No.14	子どもからの聞き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか	A

第Ⅱ部 一時保護の環境及び体制整備

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

- アットホームで職員同士のコミュニケーションが取りやすい職場環境になっています。経験値を積んだ職員も多く、若手職員との関係も良好で、若手がベテランに気軽に相談できるなど雰囲気の良い職員集団です。
- 敷地内に広い空間があり開放感があることや、様々に野菜等を栽培し、子どもも食べるのを楽しみにしていることなどは、広い地域を活用できる地方の特性を活かした良いシステムだと思います。しかし一方で、全体的に建物や物品が古い状態であり、完全個室になっていないなど、ハード面の課題がいくつか見受けられました。次回の第三者評価までに改善すべきと考えられます。
- 建物については改修計画が出ているとお聞きましたので、先進的な取組みを行う一時保護所を参考に、専門家や現場の職員の意見を取り入れるなど十分に検討したうえで進めていただくことを期待します。
- 運営面では、ルールが非常に多く、子どもに自由を認めていない環境が見受けられました。集団で行動するプログラムもいくつかありましたが、その参加意思について聞く制度はあっても、反映させるシステムがなく、子どもの意見を十分反映させる環境構築を行うことが必要と思われます。集団の行動において「子どもが参加したいか」という視点は、「子どもの今後の生活に役立つか」という発想よりも重視すべきと考えられます。
- こうしたルールの背景には人員不足（特に夜間）があるかと思われます。少数の職員ゆえに子どもたちを一律的に管理しなくてはならず、これは大きな問題です。子どもだけではなく職員も安全な環境で働くことが出来るよう、整備を検討すべきです。
- 子どもからは“もっと遊びたい”、“勉強を復習ではなく先に進めたい”、“一人でちょっと休みたい”など、様々な希望が上がっており、こうした意見が反映しにくいハードとソフト面の課題が見られました。子どもの声を聞き、処遇に反映する姿勢やシステムを検討し、少しずつ改善していただきたいと思います。
- 施設や里親との関連については、職員が丁寧に子どもとともに施設や里親を回って子ども自身が“ここで生活したい”、“ここに決めた”と笑顔で説明してくれるほどの関係性が見られました。子どもの意見や意向を、措置においてできるだけ反映させたいというその組織としての行動は、他の自治体にとっても大いに参考になると思われます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.15	一時保護所としての設備運営基準を遵守し、更に質を向上させる努力をしているか	C
No.16	一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか	B
No.17	一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか	C
No.18	管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか	A
No.19	一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか	C
No.20	各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか	A
No.21	情報管理が適切に行われているか	B
No.22	職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が適切に行われているか	A
No.23	一時保護所職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか	A
No.24	児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか	A
No.25	職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか	B
No.26	医療機関との連携が適切に行われているか	A
No.27	警察署との連携が適切に行われているか	A
No.28	施設や里親等との連携が図られているか	S
No.29	子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が適宜行われているか	A

第Ⅲ部 一時保護所の運営

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

- 貴所はセンター長（児童相談所長）を中心として理念・基本方針の考え方が全体に周知されており、児童相談所全体の中でも一時保護所が重要であるという位置づけがなされています。一時保護所の役割である緊急保護・行動観察（アセスメント）保護・短期入所指導の保護のうち、特に短期入所指導の保護に力を入れており、一時保護所の生活を通して子どもらしい生活体験を軸とした支援が展開されています。中でも年間を通して考えられているレクリエーションのプログラムは、少ない職員数でありながらも子どもたちが楽しめる行事を毎月予定するなど、集団プログラムを通してながら、子どもの成長を促すやり方として浸透しています。児童指導員や現役の教員らが中心となって一時保護所の充実した生活支援の形が創られ、この点において高く評価できます。
- 一方で、集団プログラムを活用しながらの支援が中心であるため、集団が苦手であったり、集団プログラムにうまく乗ることができない子どもの個別支援プログラムが準備されていないこと等が課題と思われる。
- 年間の事業計画については策定されていますが、大人から見た「子どもを守る場」等の考え方が基本であり、「子どもは保護の対象であるが、権利の主体である」という考え方に意識を変えていく必要があります。研修や他自治体の取組など参考にすると良いでしょう。
- 緊急の保護は適切に行われています。乳幼児に関しては、民間と連携した乳幼児短期緊急里親制度を活用し、24時間いつでも、必要な時に里親に委託できる取り組みを行っています。また、一時保護所だけでなく一時保護専用施設3か所（児童養護施設）や児童家庭支援センター3か所、里親委託を上手に活用しながら保護している点は素晴らしいと思います。
- 一時保護所の生活面のケアについては、集団生活のルールに合わせた生活の枠組みや規律に合わせるのではなく、子ども一人ひとりの特性を考えたケアを考え、徐々に生活習慣が身につくように支援していくことが望まれます。
- 食事については、子どもが「美味しい」と言うように味とバランスの取れた食事が提供されていました。調理業者委託ではありますが、アレルギーへの配慮などもしっかりと行われています。また、おやつ提供が3時と夕食後の19時の2回あり、子どもたちの楽しみにもなっているようです。食事の時間は子どもたちにとって、団らんの時間でもあります。食事マナーも大事ですが、今後は子どもが楽しいと思える空間・時間になるように工夫してみてください。
- 子どもの衣類は私服の着用が可能ですが、提供（貸し出し用）の衣類は種類も少なく、十分な新品の下着が買い揃えられていないこともあるようなので、常に補充できるよう、予算の確保に努めていただきたいと思います。
- 子どもの睡眠については、年齢ごとに就寝時間を変えるなど適切な睡眠が確保されています。また、子どもの健康管理については保健師2名の正規職員配属があり、性教育、感染症対策など手厚い環境にあります。特に保健師が中心となり、性教育や性的問題に対しての支援を行うことができます。

しかしながら、子どもの受診など医療機関との連携ができる看護師がコロナ感染症対策のため異動してからは看護師の配置がなく、職員の負担増につながっています。子どもが安心して生活できる環境として、看護師の配属が望まれます。

- 子どもの教育、学習支援については、現役の教員が2名配属されるなど手厚いものになっています。また保護解除にあたって、学校教員がカンファレンスに参加するなど、学校との連携がスムーズにできているところは高く評価できます。
- 未就学児に関しては保育士が中心となって保育を行っています。ただし1名しか配置がなく、複数の幼児対応については負担がかかるため、複数の保育士の配属が望ましいと考えます。
- 他害行為に関する支援については、対応の手順は整備されていましたが、各職員に浸透していないように見えました。子どもの特性を考えた対応について研修等を利用し、学ぶ機会を増やしていただくと更に良いケアワークにつながると考えられます。
- 無断外出について、一時保護所の出入り口は外部からの侵入を防ぐ目的で施錠されており、内側からも開かない仕組みになっています。また無断外出させないために窓には格子があり、扉も開かないように施錠されていました。子どもの安全を守るための取り組みですが、無断外出をさせない対策については考え直す必要があるかと思われます。無断外出をする前/した後の対応が重要である、という意識が大切であり、一時保護所は子どもを逃がさないために施錠する施設ではないことを、再度研修等を通して考えていく必要があります。無断外出防止の対策よりも、生活支援を通じて職員が子どもの声を聴く事がより重要です。
- 重大事件に関しては昨年度に1件、触法少年事件がありましたが、適切に判断し、対応されていました。
- トラウマインフォームドケアの研修を外部講師を呼んで行うなど、積極的に学び習得していく高い意識が感じられました。今後、研修で学んだことを活かし、個別ケアの充実につながることを願います。
- 障害児や健康管理上配慮が必要な子どもの支援については、職員のこれまでの経験値や保健師などの専門的な支援を活かし、対応できています。
- 災害時の対応については、月1回の避難訓練が実施されており、避難経路も確保されています。
- 運営業務に関するマニュアルはありますが、なかには古いものもあり、内容の見直しを行う必要があります。
- 日々の運営における各職員の詳細な業務日誌が作成されていませんでしたが、適切な振り返りやSVのためにも必要と思われます。加えて、この業務が過度な負担にならないよう行政DX等を活用し、簡便に記載できるシステムを導入することもご検討ください。
- 情報の共有がされる仕組みはありますが、職員数の少なさから、実際に職員が集まったの申し送りや観察会議ができるほどの余裕がなく、職員全体で一体感のある取り組みには繋がっていないように見受けられました。今回の第三者評価をきっかけに、職員間での情報共有にとどまることなく、ディスカッションを通じて一時保護所運営の質の向上につながることを期待しています。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.30	一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか	S
No.31	一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	A
No.32	緊急保護は、適切に行われているか	A
No.33	一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか	B
No.34	レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか	S
No.35	食事が適切に提供されているか	A
No.36	子どもの衣服は適切に提供されているか	B
No.37	子どもの睡眠は適切に行われているか	A
No.38	子どもの健康管理が適切に行われているか	A
No.39	子どもの教育・学習支援が適切に行われているか	A
No.40	未就学児に対しては適切な保育を行っているか	A
No.41	家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか	A
No.42	子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか	A
No.43	他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか	B
No.44	無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか	C
No.45	重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか	A
No.46	身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っているか	A
No.47	相談種別に関わらず、多くの子どもが虐待を受けてきた背景を踏まえて適切な対応・体制確保が行われているか	A
No.48	障害児（発達障害、知的障害、身体障害など）を受け入れた場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	A
No.49	健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	A
No.50	災害発生時の対応は明確になっているか	A
No.51	感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	A
No.52	一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか	A
No.53	一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか	B

第Ⅳ部 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等	
○	児童福祉司、児童心理司と情報共有をしながら、子どもの状況を把握し、それを一時保護所での処遇に活かすよう努めている点は評価できます。
○	一方で、情報が管理的立場の職員に集約され、一時保護所の職員全体で子どもの状況を把握し、評価する点が弱く感じられました。個々の職員が子どもの処遇に気づいた際には管理的立場の職員に報告し、組織として把握はされていますが、子どもが職員に見せる態度は時間帯や職員によっても異なることを考えると、子どもの現状やあるべき処遇について、職員全体で意見を出し合う場を持ち、多くの意見が出される中で子どものアセスメントや支援方針の決定がなされるのが好ましいと言えます。このことから、現在は不定期実施の観察会議を、定期的を実施するように提案します。なお、定期的な観察会議は特に個々の職員のスキルアップにも役立つものと考えられます。
○	教員資格を持つ職員による学習時間や、リレーなどの集団活動を通して子どもが他の子どもとの連帯感や社会性を身に着ける機会が得られていますが、一方で、画一的な処遇という性格も強く、個々の子どもの援助方針に沿った個別ケアを志向する方針が弱く感じられました。アセスメントの観点からも、集団における子どもの言動だけでなく、子どもが自主的に行う活動の中で性格や行動特性が把握される場合もあることを考えると、例えば、特に学習をしたい子どもが日課とは別に学習の時間と場所を確保できるようにしたり、危険防止の観点を満たしつつ一時保護所への私物の持ち込みを広く認めるなど、処遇において、子どもが自ら選択して活動できる要素を増やすことを提案します。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.54	適時、子どもや子どもの家庭に関する情報等が相談部門と共有されているか	A
No.55	総合的なアセスメントや支援方針の決定に際して、一時保護所としてその判断に加わっているか	B
No.56	援助指針に沿った個別ケアを行っているか	C
No.57	一時保護中に、子どもの変化に応じた個別ケアの見直しや、援助方針の見直しの提案が行えているか	B
No.58	一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか	C

第V部 一時保護の開始及び解除手続き

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等	
○	児童相談所の相談支援部門との連携が取れており、子どもの担当者会議や中間会議を通し、一時保護する前から、支援について適切に話し合いがなされています。
○	一時保護開始にあたり必要な物品に対しては支給、貸与されていますが、衣類／物品について十分ではない状況もあり、予算を付けるなどの対応が望まれます。今後、私物の持ち込みについて等も検討し、子どもの安定した生活環境について考えていくことが必要であります。
○	一時保護解除時には、次につながる場所への一時保護所職員によるフィードバック等、積極的に繋がる支援を大切にして情報共有を行っていました。特に現役の学校教員が配属されており、学校との連携は強みです。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.59	保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか	A
No.60	一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	A
No.61	保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか	A

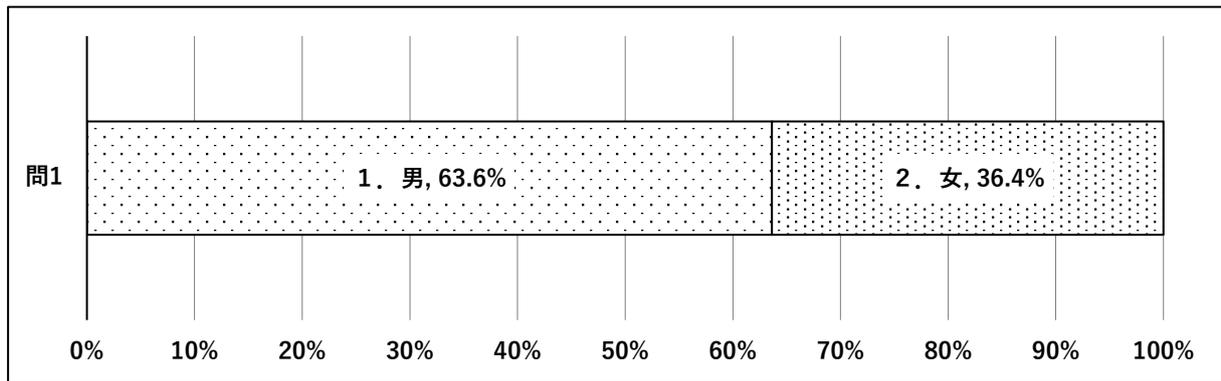
こどもアンケート結果

(2023年8月実施)

対象：一時保護所入所中のこども

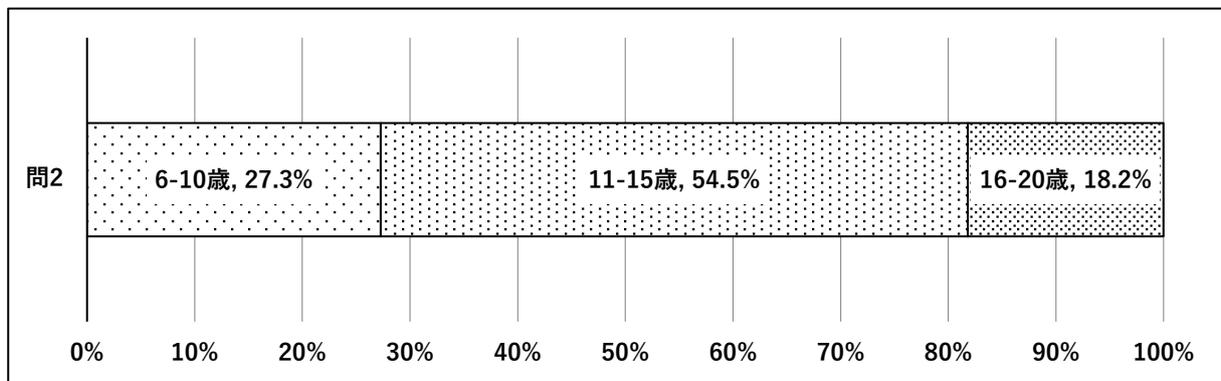
問1 性別は。

N = 11



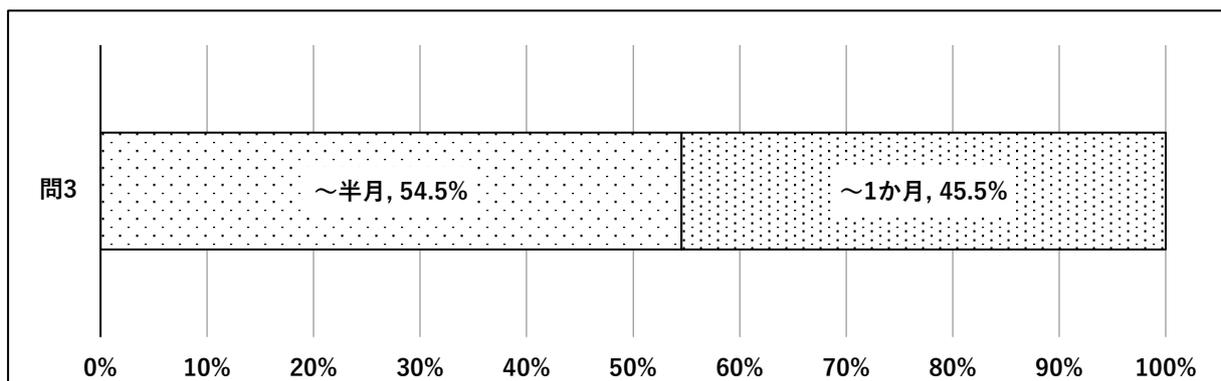
問2 年齢は。(アンケートに回答した日の年齢)

N = 11



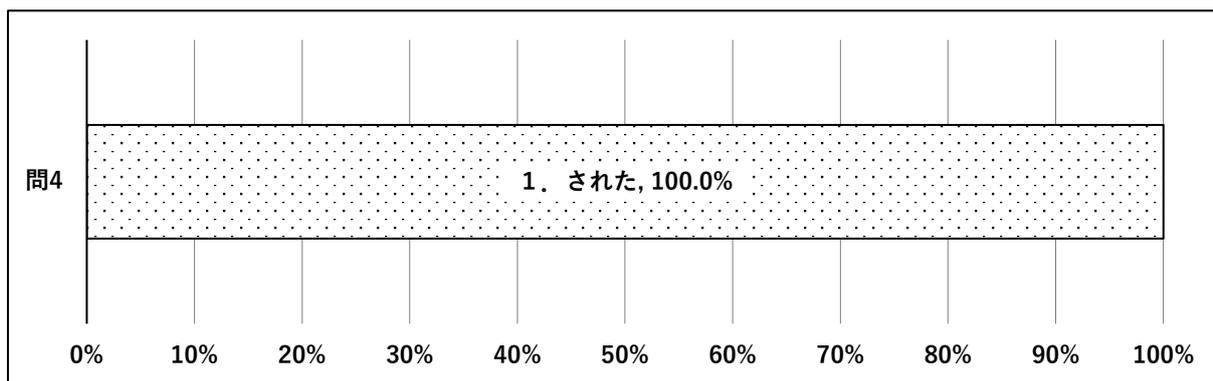
問3 ここに来た日から今日で何日目ですか。

N = 11



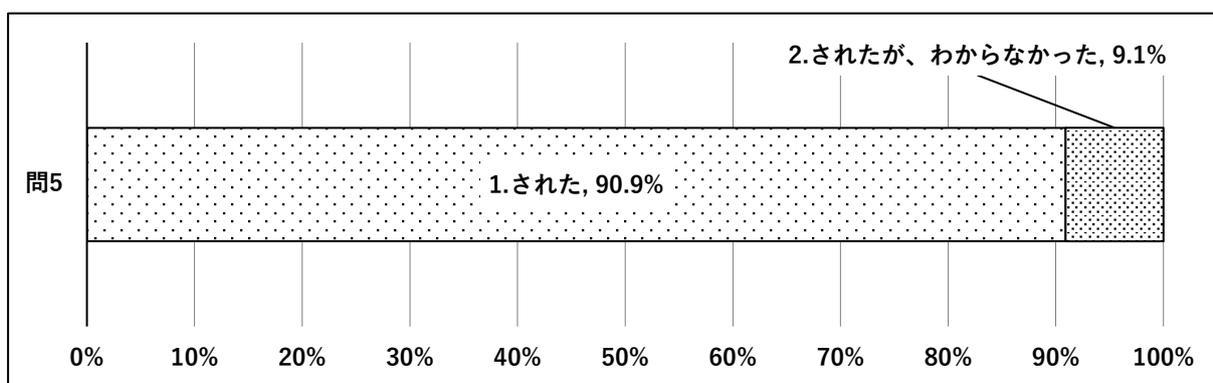
問4 ここに来る前に一時保護所がどのようなところか説明されましたか。

N=11



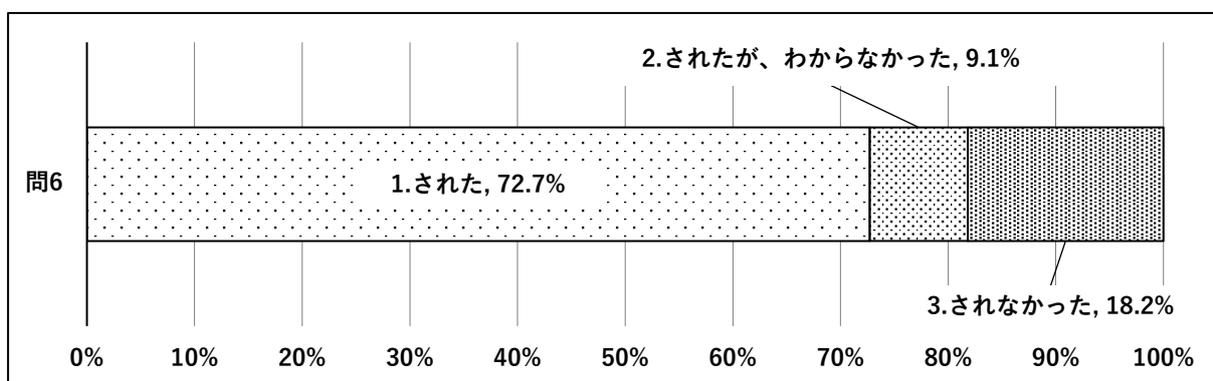
問5 あなたがなぜここで生活をするようになったのか、その理由を説明されましたか。

N=11



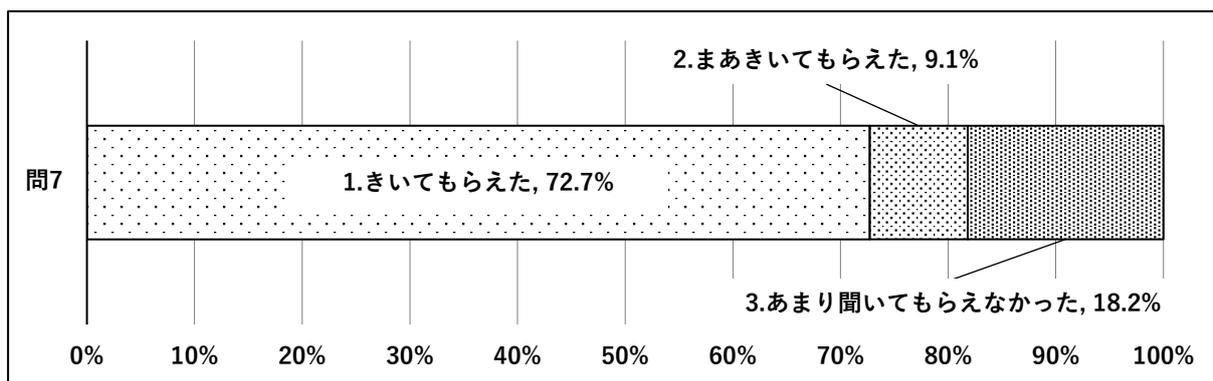
問6 ここには大体いつまでいなければならないのか、今どのような状況なのか、担当の人から話がありましたか。

N=11



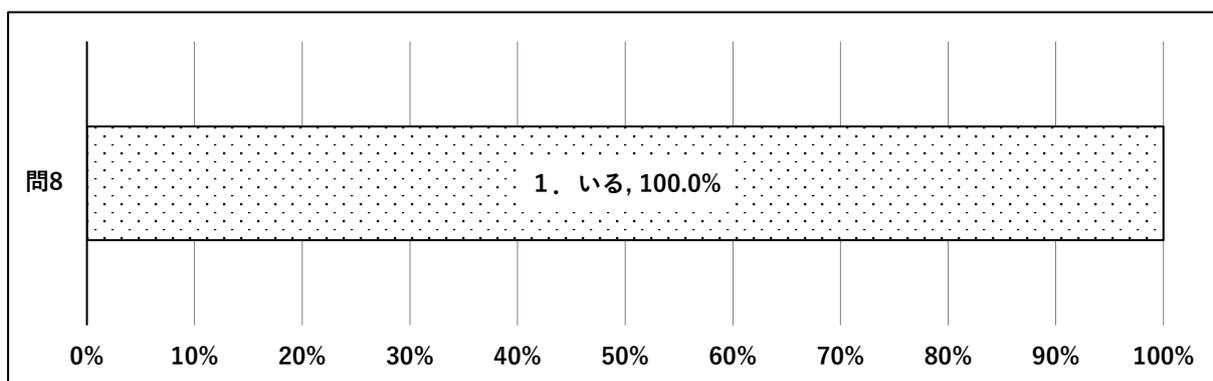
問7 あなた自身のこれまでのことや今後どうしたいか、職員に聞いてもらえましたか。

N = 11



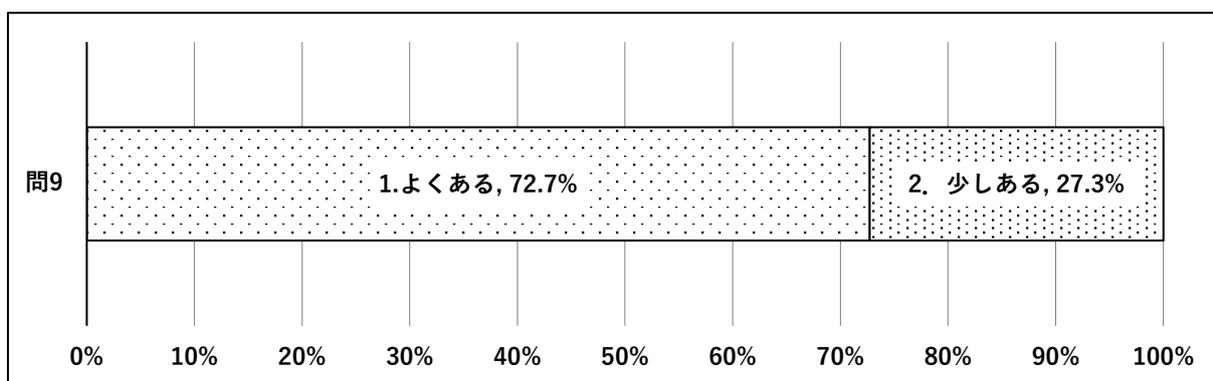
問8 児童相談所の人や施設の職員、里親さん、家族以外で、あなたの意見や考えを聞いてくれる大人はいますか。

N = 11



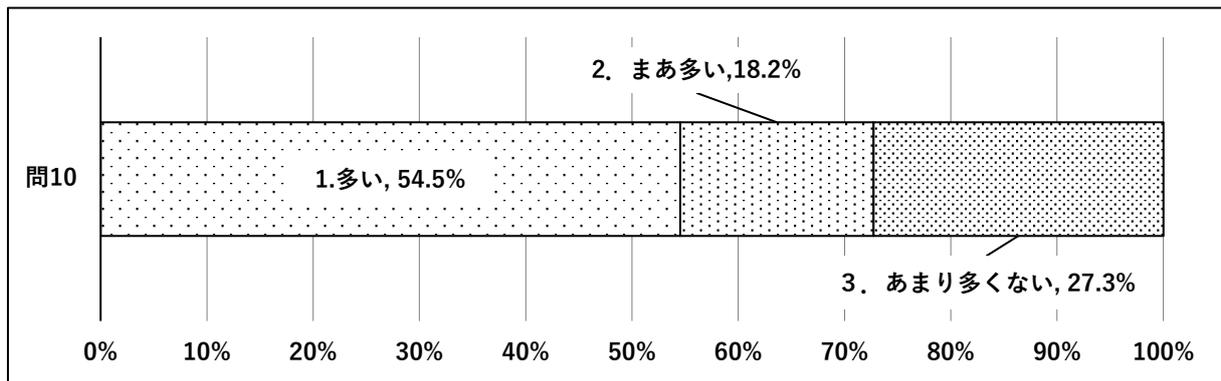
問9 ここでの生活で、職員の人に、大切にされていると感じることはありますか。

N = 11



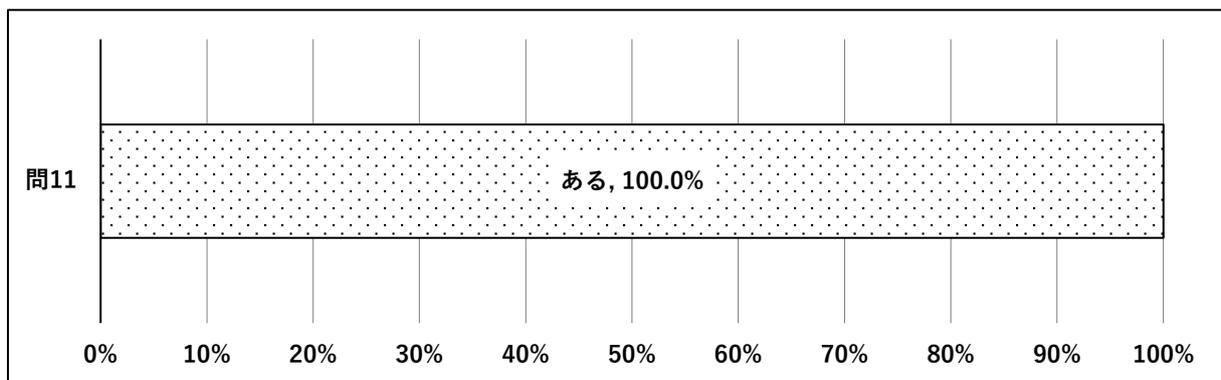
問 10 自由に過ごせる日は多いですか。

N = 11



問 11 自由時間で楽しいことはありますか。

N = 11



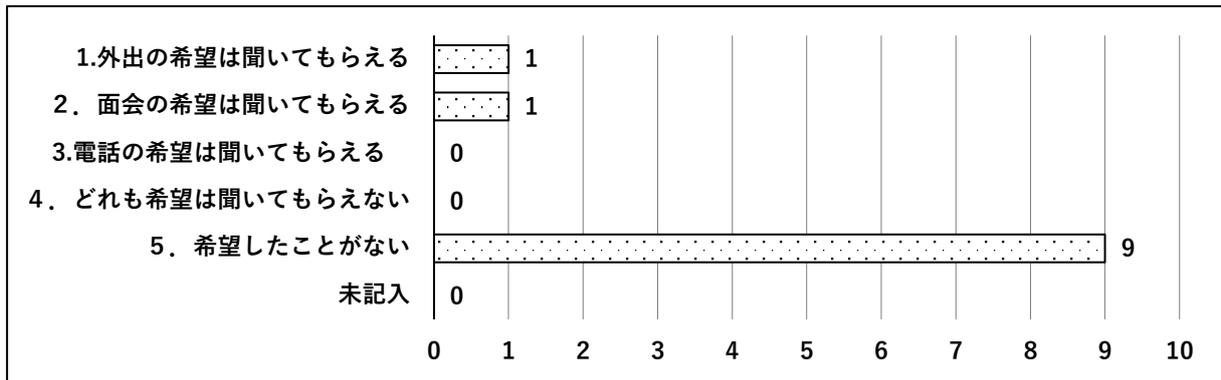
(「ある」と答えた人) それはどんなことですか。

N = 11

- ・グループワークのやきゅう。
- ・バドミントン (3名回答)
- ・みんなといっしょにあそんだりおはなししたりできるから
- ・しょうぎ、オセロ
- ・オセロ、トランプ
- ・ちはやふるの本をよんだり、トランプしたりしてあそべるから。
みんなと仲良くなれる時間だから。
- ・百人一首・将棋
- ・バドミントン、読書・しょうぎ、会話等

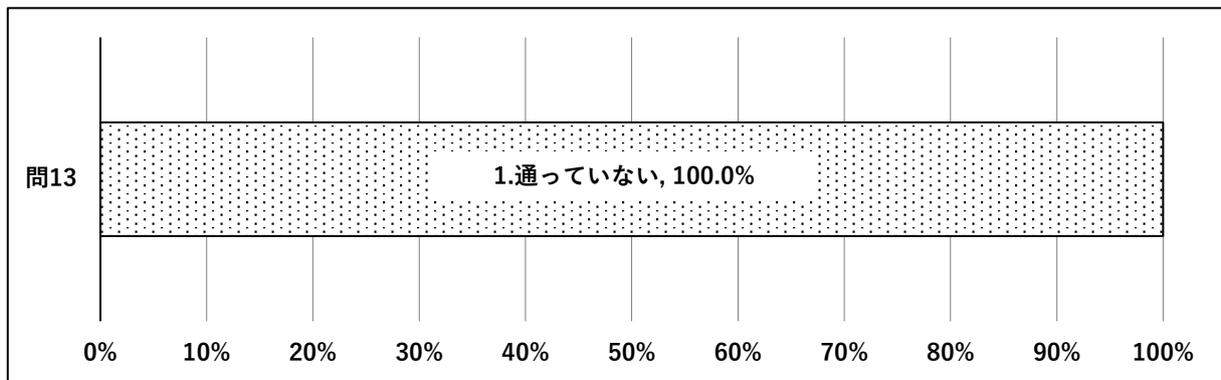
問 12 外出や面会、電話など、あなたがしたい時にできていますか。(複数回答)

N = 11



問 13 ここから学校に通えていますか。

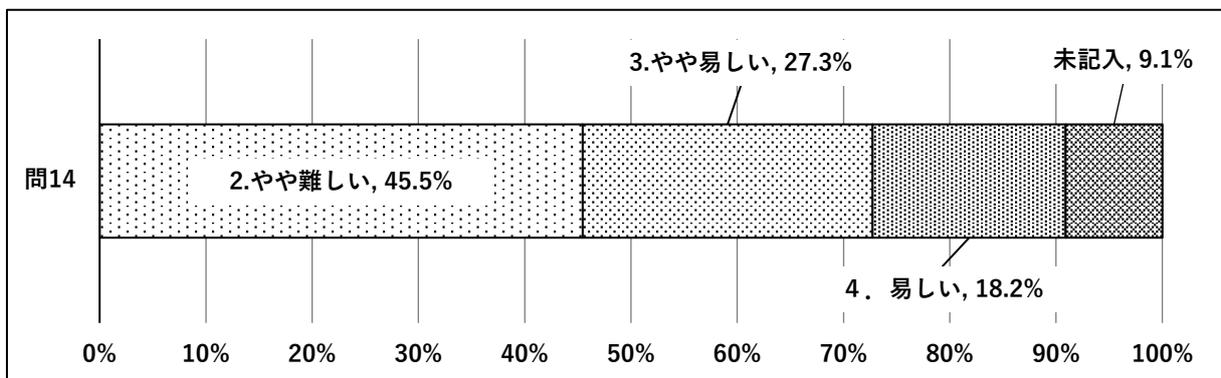
N = 11



欄外コメント：夏休みだから

問 14 ここで学習している内容は今まで通っていた学校での学習に比べて難しいですか。

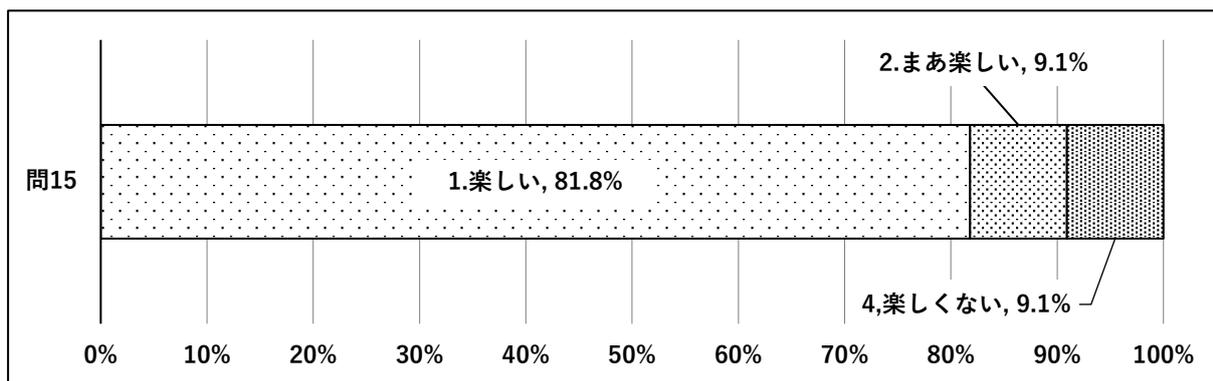
N = 11



欄外コメント：ふつう

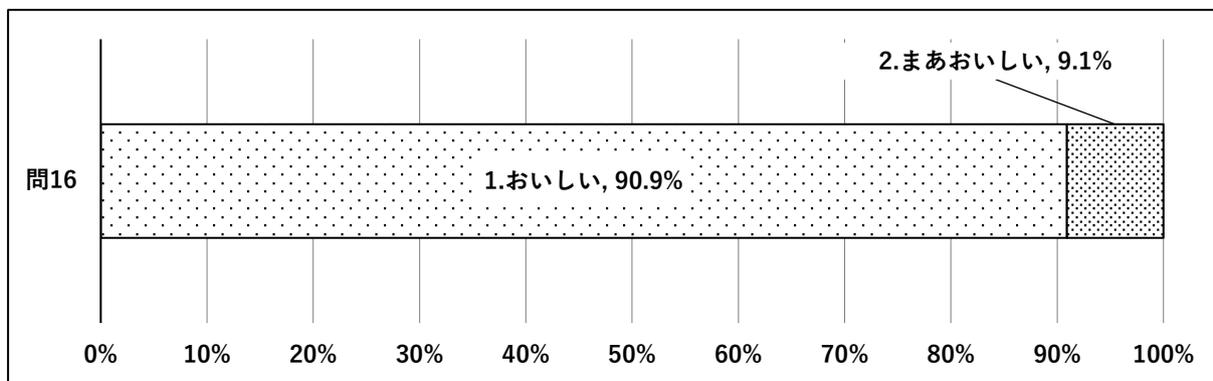
問 15 学習時間以外の活動（午後の活動等）は楽しいですか。

N = 11



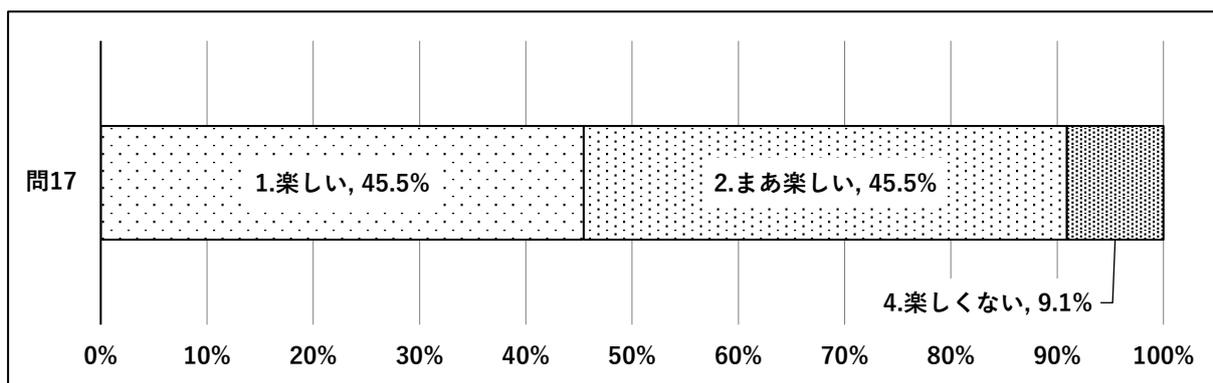
問 16 食事はおいしいですか。

N = 11



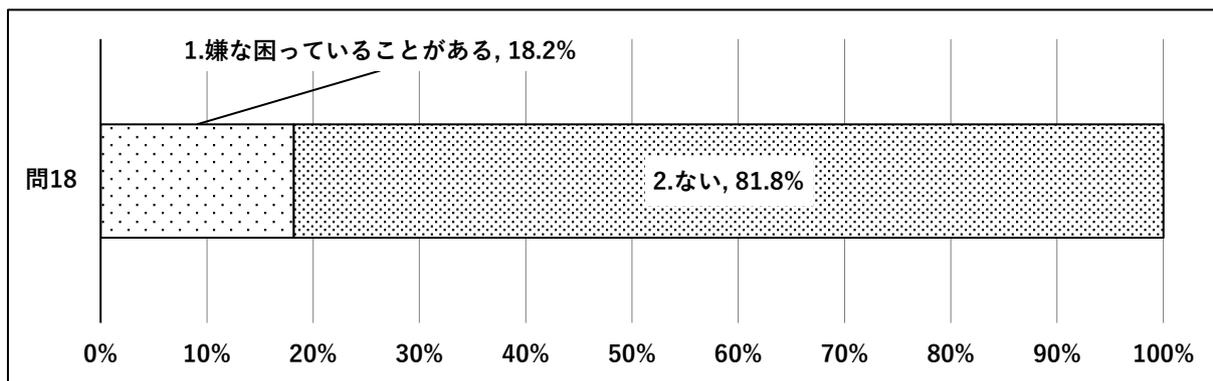
問 17 食事の時間は楽しいですか。

N = 11



問 18 ここでの生活で嫌なことや困っていることはありますか。

N = 11



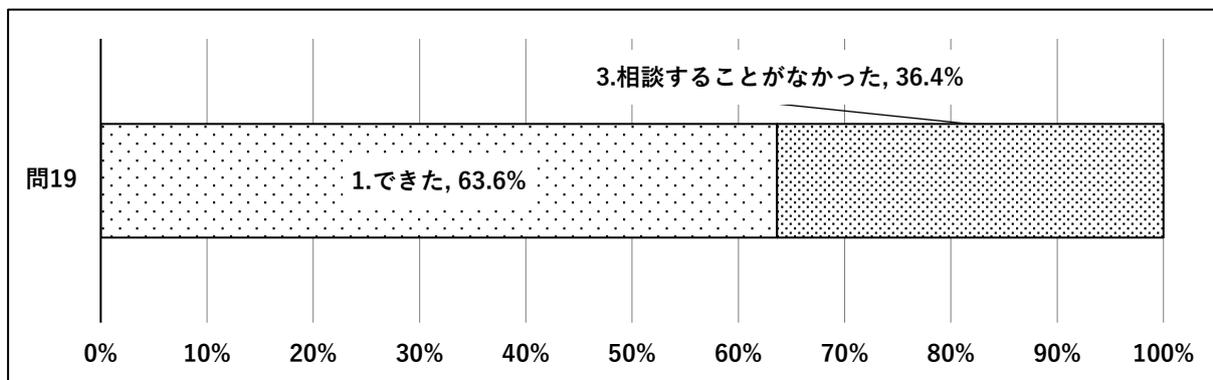
(「ある」と答えた人) それはどんなことですか。

N = 10

- ・しんりの**先生ががっこうから夏の友をとどけるねっていてもこない。
- ・うるさい人が多い (児童で)

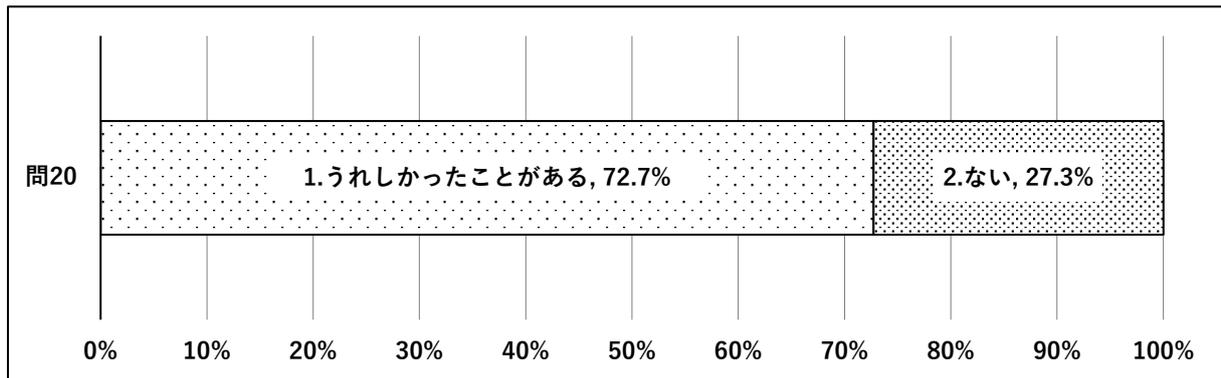
問 19 不安なことや困ったことなどがあった時に職員に相談できましたか。

N = 11



問 20 ここでの生活でうれしかったことはありますか。

N=11



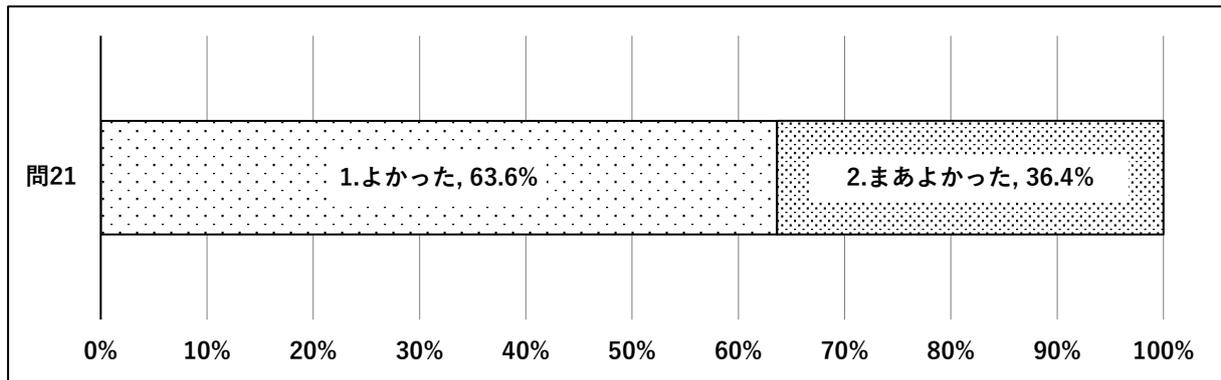
(「ある」と答えた人) それはどんなことですか。

N=8

- ・ プラバンつくったのがうれしかった。
- ・ 自分の今後に担当の人が向き合ってくれた
- ・ グループワークで自分の好きな遊びができた。
- ・ 友だちがすぐできたこと
- ・ みんなといっしょに遊べたこと。
- ・ 自分の怒りをひとにぶつけず感謝とかの気持ちにかえる方法が見つかったから
- ・ 担任の先生や優しく面白い先生だったこと。
- ・ 面会をして、気がすっきりした。

問 21 ここでの生活（全体を通して）はどうでしたか。

N=11



問 22 ここでの生活で変えてほしいことやこうなればいいなあと思うことがあれば書いてください。

・とくにない（その他：特になし、特にです。）